

厚生労働省との意見交換に係る質問事項について

<生活保護制度について>

1. 規制改革推進のための3か年計画（改定）への対応状況について

3か年計画において、検討を行うとされており下記2項目につき、現在の対応状況をご教示ください。

- ①勤労控除制度等の見直し
- ②医療扶助の見直し

(回答)

① 平成19年度に開催された「生活扶助基準に関する検討会」において、生活扶助基準の水準や体系の在り方だけでなく勤労控除の在り方について検討が行われた。その結果、勤労控除については次のような指摘がなされた。

- 勤労控除の「勤労意欲の増進及び自立の助長を図る」という役割については、
 - ア. 収入の増加に伴ってその分保護費が減額されるとすると勤労意欲を阻害すると考えられることから、一定程度の手元に残る金額を増加させる必要があり、
 - イ. 特に、保護からの脱却に資するような仕組みを検討するべきであるが、
 - ウ. どのような仕組みが勤労意欲を高めるかについては、実証的に検証する必要がある。
- 一方、生活保護受給者について勤労控除を引き上げると手元に残る金額を増加させることとなり、生活保護を受けずに働いている低所得者層との間で所得の逆転が起きるなどの問題がある。また、法の目的に自立の助長が含まれていることからその目的の範囲内であれば勤労控除により給付額が引き上がることにも正当性があるという考え方も示された。
- また、現行制度では、勤労控除で手元に残る金額が増えた場合、生活保護から脱却しにくくなる側面もある。他方、生活保護を受けながら自立を図る世帯を想定した場合、勤労控除には就労を継続するという役割があるという指摘があった。
- したがって、勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能かについては、上記の点を踏まえた検討を行うべきである。

②「地方分権改革推進委員会第1次勧告」（平成20年5月28日）を受けて決定した「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日）において、「国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方自治体が主体となった自立支援の取組みの推進や医療扶助の在り方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目途に制度改正の方向性を得ることとしている。今後、これに基づき、国と地方の協議の場を設け、医療扶助の在り方についても検討することとなると考えている。

2. 稼働可能世帯の就労促進や保護脱却に資する仕組みづくりについて

(1) 「中間取りまとめ」(平成 20 年 7 月 2 日) に対する貴省意見に、「平成 17 年度から、『自立支援プログラム』による自立支援を推進しており、その中で世代間連鎖を断つことに着目したプログラムも奨励しているところであります、実績を上げているところである。」とありますが、その内容及び実績について具体的にご教示ください。

(回答)

世代間連鎖を断つことに着目したプログラムとしては、例えば高校進学支援に関するプログラム等を策定しており、各自治体における平成 19 年度末までの策定数は 97 であり、1,837 人が参加し、高校進学などプログラムの目的を達成した者は 1,545 人であった（達成率 84%）。

高校進学支援に関するプログラム等世代間連鎖に着目して策定されたプログラムの具体的な例としては、次のような取組がある。

(主な取組例)

- ・ 東京都板橋区では、高校進学を支援する自立支援プログラムを作成して、①子どもの高校進学に対する動機付け、②保護者と子どもの進学意識の醸成、③貸付資金等に係る情報提供等を行い、子どもの社会的自立の促進を目指している。
- ・ 北海道釧路市では、母子世帯等の支援のプログラムを作成して、①日常生活の意欲向上、②ボランティア活動、③就労体験、④就労支援等を行う自立支援プログラムを複合的に実施し、世帯の自立を支援している。

(2) 学資保険の保険料に関しては、現行の取扱いにおいても、学資保険の保有を認め、満期保険金等について収入認定しないこととなっておりますが、学資を目的とした貯金の取扱いについてもご教示ください。

(回答)

生活費の節約等により保護費から得られた預貯金については、その使用目的が当該被保護世帯の自立更生に資する場合など自立を助長するという生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には、保護費の受給の前提として活用すべき資産にあたらないものとして保有を容認することは差し支えないこととしている。

学資を使用目的とする預貯金については、一般的には、被保護世帯の自立更生に資し、自立を助長するという生活保護の趣旨目的に反しないと考えられるため、その保有を認めているところである。

(3) 下記の制度は、勤労意欲を増進させるとともに、大学等への進学の促進により貧困の世代間連鎖を断つために、有用であると考えております。この制度について、貴省の見解はいかがでしょうか。

- ① 勤労収入から、大学進学のための準備費用（学資保険の保険料および積み立て貯金）を控除する制度。
- ② 勤労収入の一部を積立て、大学等の学費に使途を限定して取り崩し一時金として支給する制度。

(回答)

<①について>

生活保護制度に基づく保護費の支給に当たっては、預貯金、資産、本人の稼働能力などのあらゆる能力を活用することを前提としているため、稼働能力の活用が保護の要件として求められている。

このため、稼働能力を有していると考えられる義務教育を修了した者については稼働能力の活用を保護の要件として求めてきたが、一般世帯の高校進学率が97%を超えており、平成17年度以降、高等学校を卒業することが自立助長に効果的であると認められる場合にその修学に必要な費用を生業扶助（技能修得費）として保護費を支給しているところである。

一方、平成18年度における一般世帯の大学進学率は46%である現状において、その修学に必要な費用を最低限度の生活に必要なものと考えることは難しく、現時点ではその費用を保護費として支給する段階にないものと考えており、御指摘の①の制度についても、実質的に学資保険料等を保護費として支給することとなるため、適当ではないと考えている。

なお、生活保護受給世帯の子弟が大学への進学を希望する場合には、各種の奨学金や学費の免除、就学資金の貸付等を通じて支援が行われているところであり、このような支援を十分活用していただきたいと考えている。

また、保護費や勤労控除により手元に残る金銭により、大学進学を目的とした学資保険や積立貯金を行うことは認めているほか、生活保護制度における世帯を分離することにより、子弟の勤労収入や奨学金を収入認定することなく、他の世帯員の保護を継続する取扱いをしているところである。

<②について>

勤労控除により手元に残る収入等を大学等の学費に使途を限定して積み立て、取り崩す場合については、(2)と同様の考え方により、その積み立て等を容認して差し支えないこととしている。

一方、積立金相当額を新たに勤労収入から控除する場合は、前記①と同様理由により適切な手段であるとは考えていない。

(4) 生活保護をうけている母子世帯については、就労にあたって立場が弱いうえに、家族の支援を得ることが特に難しいなど、病児・病後児保育を受けられない場合の就労への影響が特に大きいと考えられます。よって、下記の施策が必要であると考えますが、貴省の見解はいかがでしょうか。

①病児・病後児保育施設の収支は赤字であることが多いようですが、赤字であっては設置が促進されないため、収支を改善させるための施策。

②「新待機児童ゼロ作戦」による病児・病後児保育の充実にとどまらず、生活保護世帯に対する優先枠の設定や、受け入れ人数の制限の緩和を行うなど、特段の配慮。

(回答)

→ 別途提出。

3. 全国一律の保護行政実施のための仕組みづくりについて

国民の文化的で最低限度の生活を保障するという役割は国が担うべきものであり、生活保護は実質的には所得の再分配という機能も有していることから、国が全て保護費を負担すべきという意見もありますが、保護費の国と地方の財政分担の在り方について、検討・協議等が行われているのであれば、その状況についてご教示ください。

(回答)

いわゆる三位一体の改革の際の平成17年に開催された「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議」において、国と地方の負担も含めた生活保護制度の在り方について検討がなされた。

その後は、保護費の国と地方の財政分担の在り方についての検討・協議等は行われていない。